

113.01

予納制度

1. 予納制度の概要

特許料等（→100.02「3.」）又は手数料（以下「手数料等」という。）について導入された予納制度は、複数の手続について納付すべき手数料等をあらかじめ現金をもってまとめて特許庁に納めておき、個々の手続に際し、所要の手数料等の納付の申出をすることにより予納者にかかる予納額の範囲内において、当該手数料等が納付されたものとみなす制度である（特例法14条、15条）。

なお、この予納制度は、口座振替納付制度（→115.01）とは異なり、電子情報処理組織を使用して手続を行う場合以外に、書面の提出により手続を行う場合においても利用することができる（特例施規38条の2第1項ただし書に規定する手続を除く。）。

2. 予納の対象

予納の対象となるものは、特許料等又は以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料である（特例施規38条の2第1項）。

- a. 特許出願（先願参照出願を除く。）
- b. 実用新案登録出願
- c. 意匠登録出願
- d. 商標登録出願、防護標章登録出願又は防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録出願又は重複登録商標に係る商標権の存続期間の更新登録の出願
- e. 国際出願、国際予備審査の請求等
- f. 意匠を秘密にすることの請求
- g. 出願人名義変更の届出
- h. 出願審査の請求
- i. 実用新案技術評価の請求
- j. 拒絶査定等に対する審判の請求
- k. 国内書面の提出
- l. 期間の延長の請求又は期日の変更の請求
- m. 商標権の存続期間の更新登録の申請
- n. 誤訳の訂正を目的とする補正、手数料の補正又は請求項若しくは区分の数を増加する補正
- o. ファイルに記録されている事項の証明の請求
- p. ファイルの記録事項の記載書類の交付の請求
- q. ファイルに記録されている事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）

- r. 登録事項の証明の請求
- s. 登録事項記載書類の交付の請求
- t. 登録事項の閲覧の請求（電子情報処理組織を使用する場合に限る（特許庁の使用に係るものを除く。）。）

以下に掲げる特定手続において納付すべき手数料等は、電子情報処理組織を使用する場合に限り、予納を利用することができる（ただし、イ.については、書面の提出により手続を行う場合においても利用することができる）。

- ア. 先願参照出願（1）
- イ. 国際出願その他国際出願等に係る手続（手数料を納付するものに限る。）
（3）
- ウ. 審判、再審又は判定の請求（拒絶査定等に対する審判の請求を除く。）
（4）
- エ. 訂正の請求（5）
- オ. 特許異議申立て又は登録異議の申立て（6）
- カ. 審判又は再審への参加の申請（7）
- キ. 特許異議申立て又は登録異議申立てについての審理への参加の申請（8）
- ク. 審判、再審、判定、特許異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする期間の延長又は期日の変更の請求（9、10）
- ケ. 審判、再審、判定、異議申立て及び登録異議の申立てに係る手続についてする補正による手数料の納付（11、12）
- コ. 特許権の存続期間の延長登録の出願、改正前特許法第109条による特許料の減免の申請、特許料免除の申請書の提出、特許証等の再交付の請求、特許権等に係る回復理由書の提出、特許料の返還の請求、実用新案登録に係る訂正書の提出及び実用新案登録料の返還の請求に関してする期間の延長の請求（15）
- サ. 先願参照出願等の補正（17）
- シ. 先願参照出願における明細書及び必要な図面の提出（24）
- ス. 特許権の存続期間の延長登録の出願（32、33）
- セ. 国際出願に対する決定をすべき旨の申出（39）
- ソ. 証明等の請求（40、41）
- タ. 国際登録出願（意匠）（46）
- チ. 国際登録出願の補正（意匠）（47）
- ツ. 国際意匠登録出願に係る期間の延長の請求（51）
- テ. 国際登録出願（商標）（56）
- ト. 事後指定（57）
- ナ. 国際登録の存続期間の更新の申請（商標）（58）
- ニ. 国際登録の名義人の変更の記録の請求（商標）（59）
- ヌ. 国際登録出願等に係る補正（商標）（60）
- ネ. 国際商標登録出願に係る期間の延長の請求（62）
- ノ. ファイル記録事項の交付の請求（63）

- ハ．裁定請求書の提出（85）
- ヒ．裁定取消請求書の提出（86）
- フ．特許証等の再交付の請求（89）
- ヘ．特許権等に係る回復理由書の提出（90）
- ホ．実用新案登録に係る訂正書の提出（92）
- マ．防護登録標章出願に基づく権利の存続期間の更新登録の出願、書換登録の申請に係る回復理由書の提出（100）
- ミ．商標権の分割の登録の申請（115）

（括弧内の数字は特例施規別表1の2の項を表す）

3. 予納額の予納

（1）予納台帳番号の取得

識別番号の付与を請求し（現金手続省令2条1項）、あらかじめ特許庁長官に予納届を提出する（特例法14条1項、特例施規様式第34）。

（2）予納の方法

ア．現金納付の場合

納付書交付請求書を提出し、納付書の交付を請求する（現金手続省令4条）。

納付書により日本銀行の歳入代理店等において現金を納付し（現金手続省令5条1項）、予納書に必要事項を記載し、納付済証（特許庁提出用）を貼付して提出する（特例法14条2項、特例施規38条、様式第35）。

イ．電子現金納付の場合

納付者のカナ氏名及び電子現金納付専用パスワードを電子計算機から入力し、その登録を特許庁に対して行う。電子情報処理組織から納付番号の取得をし、日本銀行の歳入代理店等において現金を納付し、電子情報処理組織または書面で納付番号を記載した予納書を提出する（特例施規41条の9第2項で準用する同規則41条の9第1項）。

（3）予納届の取下げ（→113.12）

4. 予納額からの納付及び予納額への加算の申出等

（1）予納額からの納付

特許庁長官は、予納者が、手数料等の納付に際し予納額からの納付の申出をした場合、当該予納者の予納額の範囲内において手数料等の額を控除し、当該手数料等が納付されたものとみなす（特例法15条1項本文）。ただし、当該予納者のした予納届がその効力を失った後は、当該手数料等の納付がされたものとみなすことができない（特例法15条1項ただし書）。

（2）予納額からの納付の申出の方法（特例施規40条1項、2項、7項1号）

予納額からの納付の申出は、特許料納付書、願書等手続に係る書面の所定の欄に、予納台帳番号、納付しようとする手数料等の額を記載することにより行う。

特例法施行規則第13条第2項の方法により申出をする場合は、同項に規定する入力情報として識別番号に加えて、上記事項を電子計算機から入力しなければならない。

(3) 予納額への加算

特許庁長官は、申出者が、特許等関係法令の規定による当該手数料等の返還の請求に際し予納額へ返還すべき額に相当する金額を加算する旨の申出をした場合、当該申出者が予納した予納額に、返還すべき額に相当する金額を加算することにより、返還に代えるものとする（特例法15条2項）。

(4) 予納額への加算の申出の方法

予納額への加算の申出は、既納特許料返還請求書、出願審査請求料返還請求書等手続に係る書面の所定の欄に、予納額への加算を求める旨、返還請求に係る手数料等の納付に使用した予納台帳番号、返還を請求する手数料等の額を記載することにより行う（特例法規40条3項）。

ただし、過誤納による手数料等や不適法な手続として却下処分となった手続に係る手数料等（07.15「1.（1）及び（3）から（7）」に掲げる手数料等に限る。）については、手続をする者の便宜の向上及び事務効率の向上等の観点から、申出者の予納額に、返還すべき額に相当する金額を加算することとし、申出者は返還の請求に係る書面の提出を要しない。

5. 委任による予納額からの納付又は予納額への加算の申出

予納者は、委任による代理人によりその予納者の予納額からの納付の申出又は予納額へ返還すべき額に相当する金額を加算する旨の申出をする場合にあっては、あらかじめ特許庁長官にその代理人を代理人届により届け出るものとする（特例法規41条1項、様式第37）。

なお、当該代理人は、当該予納者のした予納の届出がその効力を失った後は、その予納額からの納付の申出又はその予納額への加算の申出をすることはできない（特例法15条1項ただし書）。

6. 代理人による予納額の予納及び予納額からの納付等

予納制度においては、代理人は予納届を代理人自身が特許庁長官に届け出た上、手続をする者本人に代わって将来予測される委任事務の処理のために自己の名において予納することができる（特例法16条）。

この場合、自己の名において予納額から手数料等の納付の申出をしたとき、又はその予納額に手数料等の返還すべき額に相当する金額を加算する旨の申出をしたときは、手続をする者本人が手数料等を納付したとき、又は手数料等の返還を受けたときと同じ効果が発生する。

ここでの手続をする者本人と代理人との関係は、代理人が現金で納付し、手続に係る書面に納付済証を貼付して手続を行う場合と同様に、民法の委任契約の規定が適用され、代理人は民法の規定に基づき、予納をする際必要となる費用の前払を手続をする者本人に対し請求し（民法649条）、又は立て替えた費用の償還を請求する（民法650条1項）ことができる。また、同様に、代理人は返還を受けた金銭を手続をする者本人に引き渡さなければならない（民法646条1項）。

(改訂令和6・1)